

平成 29 事業年度
公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

平成 30 年 8 月
滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点等を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善

なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。（地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。）

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第2期中期目標期間の最終年度となった平成29年度は、第2期中期計画の達成に向けて年度計画の遂行にあたり、第2期中期計画に係る自己点検評価を行い、これまでの取組状況を踏まえつつ、平成30年度からの第3期中期計画の策定に取り組んできた。

平成25年度に採択された文部科学省の地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）は、最終年度を迎え、研究会やワークショップの開催など、地域課題の解決に向けた様々な活動を展開したほか、今後の継続的な活動の主体を移行する準備を進め、地域団体の創設につながった地域もあった。

また、平成27年度に採択された同省の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）においては、若者の地元定着、県内就職に向けて実習期間15日間以上の中期インターンシップを実施し、参加6大学から24人、県立大学から11人参加するなど着実に取組を進め、国の中間評価では5段階中2番目となるA評価を受けたところである。

学生への支援においては、「障がい学生支援室」の設置に加えて障害学生支援コーディネーターや専門員を配置したこと、授業料減免制度の改正を行い経済的に困窮している学生に対する支援を拡充したことなど、様々な困難を抱える学生を支えるために取り組んできたことは高く評価できる。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に中期目標の達成に向け取

り組んだ結果、年度計画47項目中46項目（97.9%）において、「年度計画を上回って実施している」、「年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については「概ね計画どおり進んでいる」と判断される。しかし、年度計画が達成できなかった項目もあり、この項目については早い段階での達成を求めたい。

いよいよ第3期中期目標期間に入る。大学を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、県立大学においては教職員が一丸となり新たな中期目標の達成に向けて取り組まれることを期待する。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上		○			
II 大学経営の改善			○		

【評価の判断基準】

- S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
 - A：「計画どおり進んでいる」（すべてIVまたはIII）
 - B：「概ね計画どおり進んでいる」（IVおよびIIIの割合が9割以上）
 - C：「やや遅れている」（IVおよびIIIの割合が9割未満）
 - D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）
- ※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

(1) 特筆すべき事項

○地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）の取組

- ・地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的とした本事業は、平成29年度に最終年度を迎えた。教育面では、近江楽士（地域学）副専攻において新たな講座を開講し、地域教育プログラムのカリキュラムが整えられた。地域においても地域課題の解決に向け研究会やワークショップの開催、地域課題に取り組む人材の育成、公募型地域課題研究など様々な活動が展開されるとともに、本事業によって得られた成果を今後も活かせるよう、活動主体を市民団体等に移行していくための準備が進められた。

○地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）の取組

- ・地元就職率の向上と雇用創出による滋賀の創生と「ひと」の地方への集積を目指して、県立大学が滋賀県と県内5大学（滋賀大学、成安造形大学、聖泉大学、びわこ学院大学、びわこ成蹊スポーツ大学）、経済団体等と協働で取り組んでいる本事業では、県立大学の特徴的な学生主体の地域活動である「近江楽座」を各大学に波及させるなど、参加大学の連携事業の拡大に取り組みされた。また、県内企業と連携した地元就職促進に向けた取組として実習期間15日以上の中期インターンシップを実施した。平成29年度に実施された国の中間評価において、A評価（S・A・B・C・Dの5段階評価）を受けた。

(2) 今後の取組を期待する事項および課題となる事項

○地域ひと・モノ・未来情報研究センターにおける人材の育成

- ・ICT化手法による地域課題の解決を目的として、平成29年4月に、工学部の附属施設として「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」が設置

された。学部横断による研究活動が進められ、スマート農業、スマート観光、スマート看護などに関して、20件の研究テーマに取り組みられたところである。今後、ICTの実践力を備え、時代の変化にも柔軟に対応することができる学生の育成や、テレビ会議システムを利用した遠隔講義の実施により社会人にも学びやすい環境を整え、学び直しの機会の提供にも積極的に取り組んでいくことを期待する。

○研究拠点の形成

- ・県立大学は、これまで、「琵琶湖モデルの構築」、「低炭素地域社会の実現」、「人々の健康と福祉への寄与」、「国際交流拠点の形成」という4つの戦略的な研究テーマに重点的に取り組んできたところである。今後、この研究テーマを見直し、新たな研究拠点を形成するため、「教育研究高度化促進費」を拡充し、特定課題研究として支援することとされたところである。引き続き、県立大学の強みや特色を活かした研究の推進に重点的に取り組まれることを期待する。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の項目29項目すべてが「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「A 計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	6	23	—	—	29
	割合%	20.7	79.3	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	7	22	—	—	29
	割合%	24.1	75.9	—	—	100.0

【進行状況の基準】

- IV：「年度計画を上回って実施している」
- III：「年度計画を概ね順調に実施している」
- II：「年度計画を十分に実施できていない」
- I：「年度計画を実施していない」

▽評価できる項目

○教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

- (5) 各研究科の「学位論文審査基準」の統一にとどまらず、「研究指導スケジュールと研究指導概要」を策定・公表したことは、学生が学位取得に向けて計画的に取り組むことに資するものであり、評価できる。
- (8) 講義室を改修し、多様な授業形態に対応できるようになったことに加え、教員向けの研修を開催したことで当該講義室の稼働率が上がり、多様

な授業形態の取り入れにつながっていることは評価できる。

○学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (11) 「障がい学生支援室」の設置に加え、専任の障害学生支援コーディネーターおよび外部有識者の専門員を配置したことなどにより、障害のある学生へのサポート体制が充実したことは評価できる。
- (12) 授業料減免制度について、さらなる拡充が行われたことは、経済的な困難を抱える学生が安心して学ぶことに資するものであり、評価できる。

○研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- (15) 特別研究費による助成制度を見直し、新たに研究拠点・研究基盤の形成や即応性の必要な研究を支援する制度が構築されたことは評価できる。

○産学官連携の推進に関する目標を達成するための措置

- (24) 職務発明に係る手続きを円滑にするための「職務発明のフロー図」をまとめたことに加えて、「職務発明の権利承継と審査請求の要否判断基準」を定めて公表したことで、学外者にとっても判断基準が明確になり、公正な審査に資するものとなったことは評価できる。

○地域社会等との連携の推進に関する目標を達成するための措置

- (26) 社会人の学び直しプログラムとして平成30年度から開講する「近江環人地域再生学座（社会人コース）」が文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）に認定されたことは、社会人の受講をより促すことにつながるものであり、評価できる。

II 大学経営の改善

本項目については、年度計画記載の項目18項目中17項目が「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B 概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	1	17	—	—	18
	割合%	5.6	94.4	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	1	16	1	—	18
	割合%	5.6	88.8	5.6	—	100.0

▽評価できる項目

○組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置

- (31) 男女共同参画に向けた体制の整備に加えて男女共同参画に関するキックオフ事業の開催や教職員の意識調査、家族参観日の実施など、具体的な取組が行われたことは評価できる。

▼課題となる項目

○財源配分の重点化に関する目標を達成するための措置

- (39) 財務会計システムを見直し、利便性の向上・業務の効率化またはコスト削減を実現するという計画に対して、システムの導入方針を決定し仕様を固めたのみでは、計画を十分に実施できたとはいえない。